

## ③ 財政構造

## ア 財政構造の枠組みの考え方

本市は、これまで合併によるメリットである行政の効率化や財政上の特例措置（普通交付税の算定の特例措置、合併特例事業債等）を最大限に活用し、合併後のまちづくりを進めると同時に健全な財政基盤を築いてきました。

しかしながら、社会経済情勢は、今後ますます厳しくなることが予想されます。少子高齢化を伴う人口減少の進展に伴い、市税は減少傾向が見込まれ、市の一般財源総額が拡大することは期待できない状況です。社会保障関係経費は今後も増加していくことが確実と見込まれ、過去における人口増加等への対応として建設された公共施設や道路、橋りょうなどのインフラ資産の老朽化への対応も避けては通れません。

加えて普通交付税の算定の特例措置は、合併後11年目（平成28年（2016年）度）から段階的に縮減され、平成32年（2020年）度で終了します。合併特例事業債についても、平成32年度をもって発行することができなくなります。また、臨時財政対策債や合併後に活用してきた合併特例事業債の償還をはじめとする公債費は、本計画期間半ばでピークを迎えることとなります。

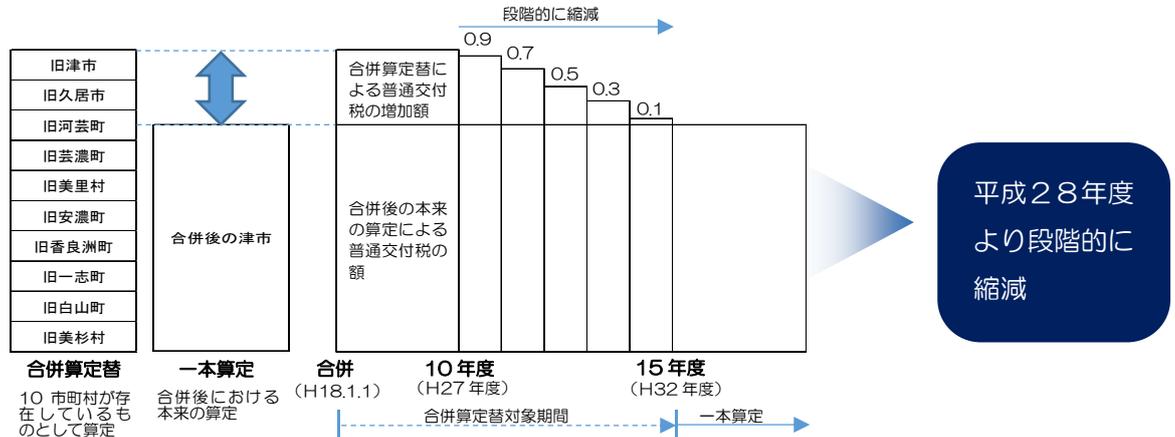
本計画期間における財政状況は、決して余裕があるものではなく、合併特例事業債の償還期間についても、建設した施設の効用が及ぶ期間を勘案し設定することにより世代間の公平性を保つとともに、償還額の年度間の平準化を図りつつ、その時々々の事業に必要な財源を確保していくなど、限られた財源をより効果的に活用していかなければなりません。

ここでは、今後の社会経済情勢の見通しを考慮した推計により、財政調整基金の一定の確保や市債残高の縮減などを図るとした場合のいわばすう勢を示します。

【参考】

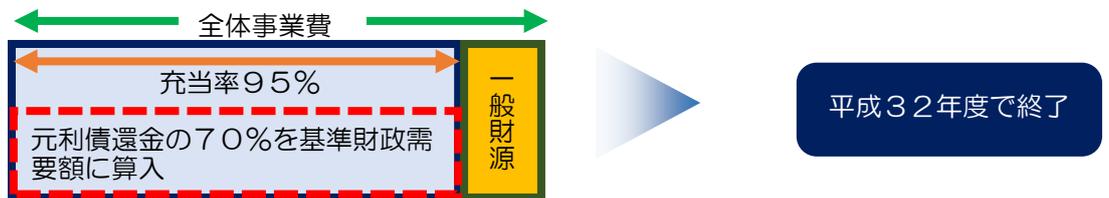
◎普通交付税の算定の特例措置

合併後10年間は、合併前の各々の市町村が存続した場合に算定される額の合計額を下回らないように算定され、その後の5年間で合併後の一つの団体として算定される額へ段階的に縮減されるものです。



◎合併特例事業債

市町村の合併に伴い特に必要となる事業に充てる（借り入れする）ことができ（充当率95%）、その元利償還金の70%が後年度において普通交付税の基準財政需要額に算入される地方債です。



※元利償還金の70%が、国から補助金として助成されるのと同等のこととなります。

イ 歳入・歳出の推計

【歳入推計の前提条件】

・市税

市税については、人口見通しが影響する税目については、将来の人口見通しを踏まえるとともに、現時点で想定される税制改正を加味して算定しています。ただし、平成35年度以降は、社会経済情勢等が不透明であるため、増減を見込まないこととしています。

・地方交付税

普通交付税については、平成28年度決算見込みをベースに市税や合併特例事業債の元利償還金等の増減を加味するとともに、合併による算定の特例措置を勘案して算定しています。

・国県支出金

平成28年度決算見込みをベースに普通建設事業費及び扶助費の増減を加

味して算定しています。

• 地方債

臨時財政対策債は、制度が延長されるものとし、平成28年度の実績から一定額が普通交付税から振り替わるものとし、普通債（合併特例事業債を含む）は、予定する事業費から算定しています。

• その他

各種交付金は現時点で想定される税制改正に伴う変更を加味して算定し、地方譲与税等については、近年の決算額等を踏まえ、大きく増減しないものとして算定しています。また、ポートレース事業からの繰入金は、事業経営の安定化に伴い計画的に拡大するものとして算定しています。

【歳出推計の前提条件】

• 人件費

人件費については、採用退職見込み等を踏まえ、原則的に現在の2,500人体制が維持されるものとして算定しています。

• 扶助費

扶助費については、過去の決算額等を踏まえ、各年度2%の増と見込んで算定しています。

• 公債費

公債費は、発行済みの地方債に係る元利償還金に今後発行見込みの地方債に係る元利償還金を加算して算定しています。

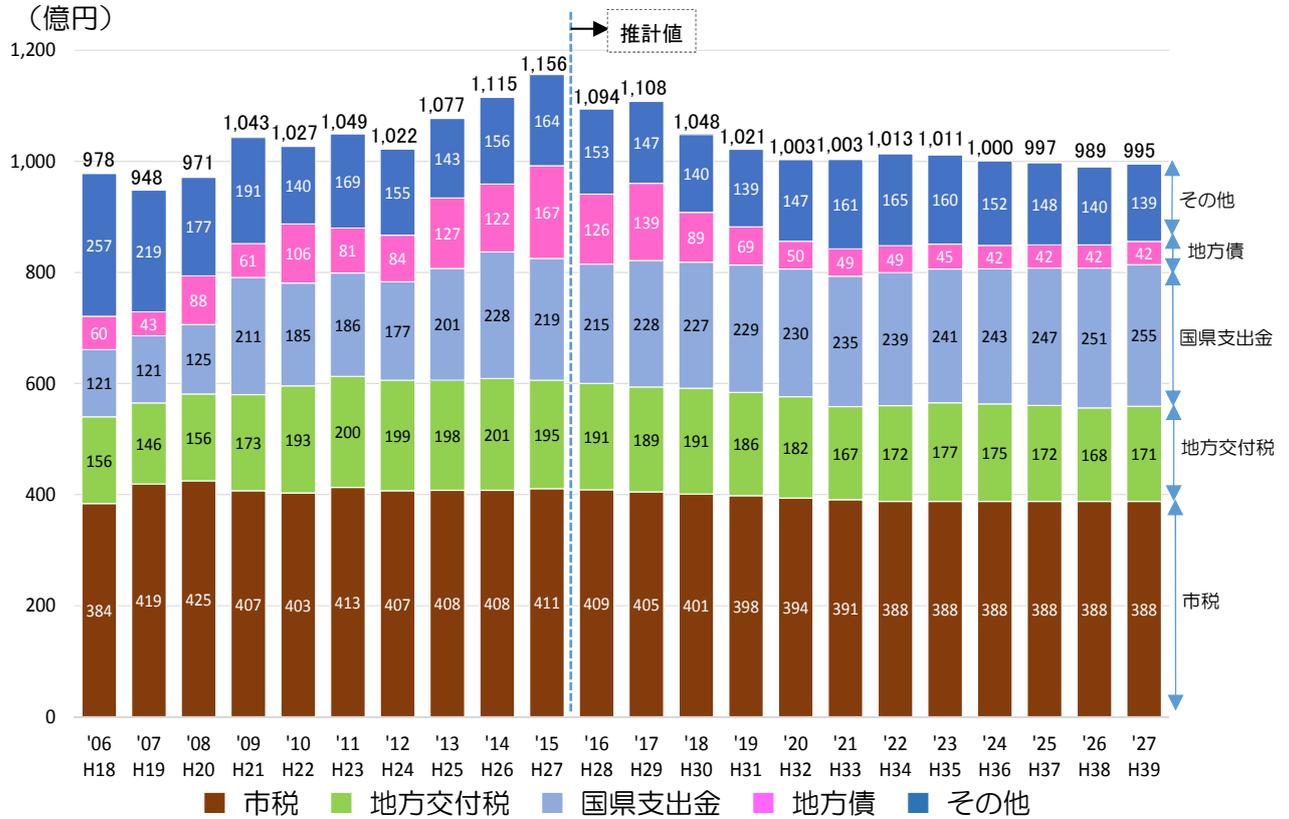
• 投資的経費

各年計画的に実施していく道路整備事業等の基礎的な事業費をベースとして、現時点で想定する事業に係る経費を見込んで算定しています。なお、平成32年度までは合併特例事業債を効果的に活用することとします。

• その他の経費

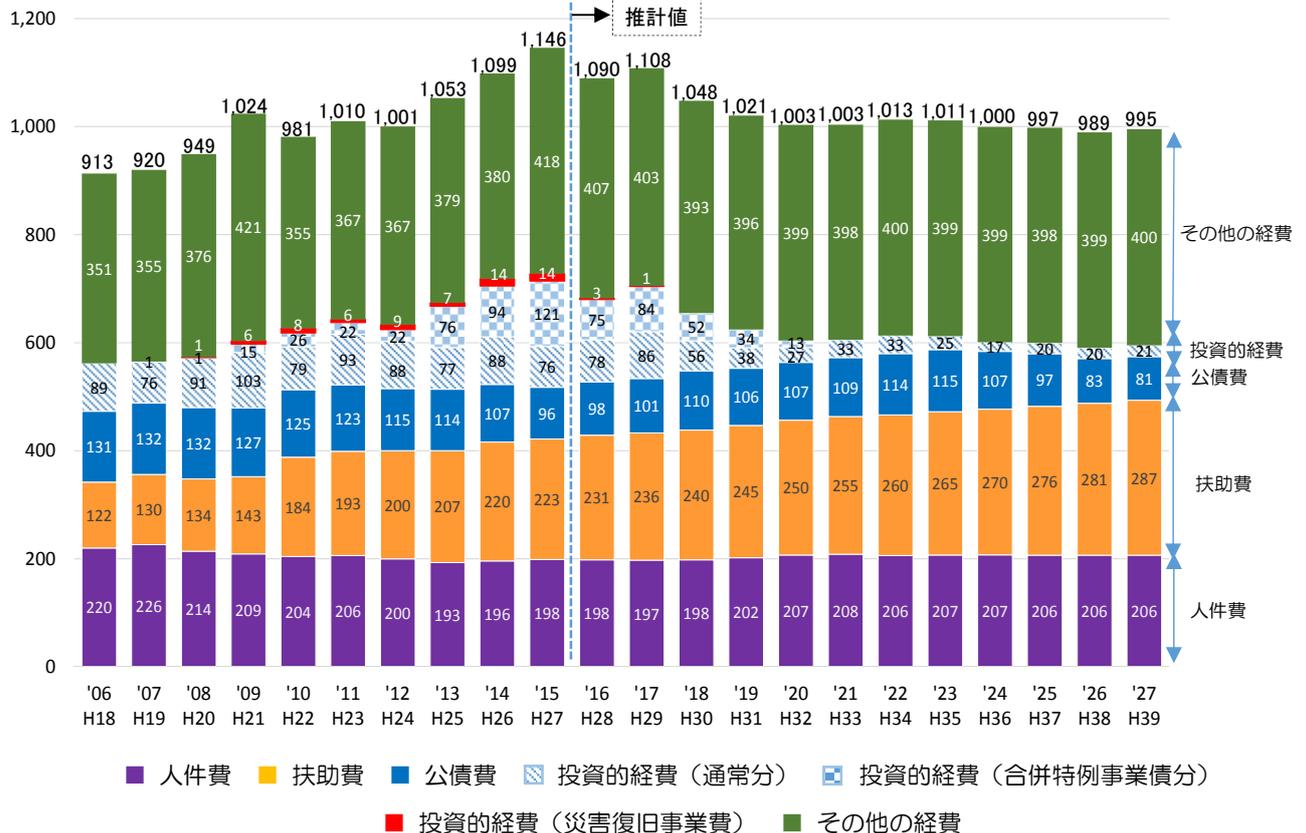
物件費、維持補修費等は、平成28年度決算見込みをベースに算定しています。補助費等については、下水道事業会計における公債費の減少等に伴う減額を加味して算定しています。繰出金は、保険会計への繰出金について扶助費と同様に各年度2%増で算定し、将来における保険制度の変更等が不明であることから、平成35年度以降は増減を見込まないこととしています。

図 歳入の推計



(億円)

図 歳出の推計



ウ 公債費・市債残高・基金残高の推計

すう勢として示した歳入及び歳出に伴い公債費・市債残高・基金残高の推計は、次のようになります。

図 公債費の推計

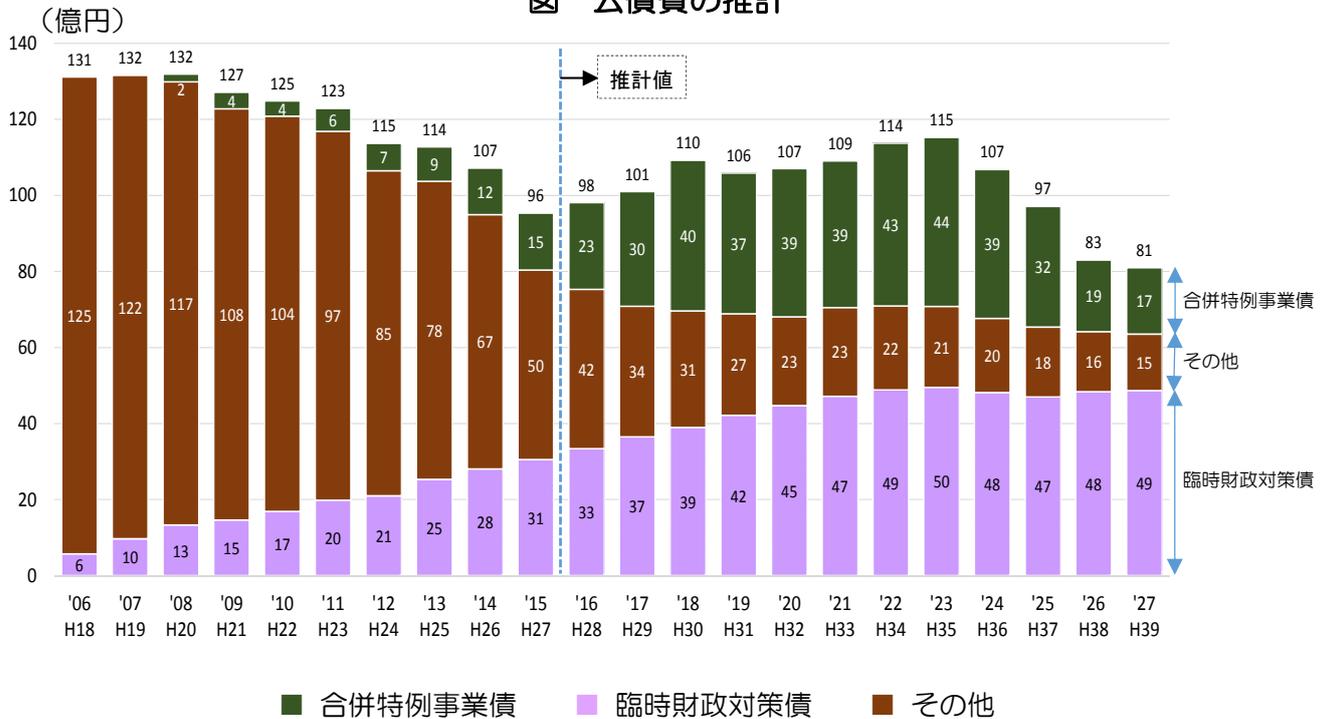


図 市債残高の推計

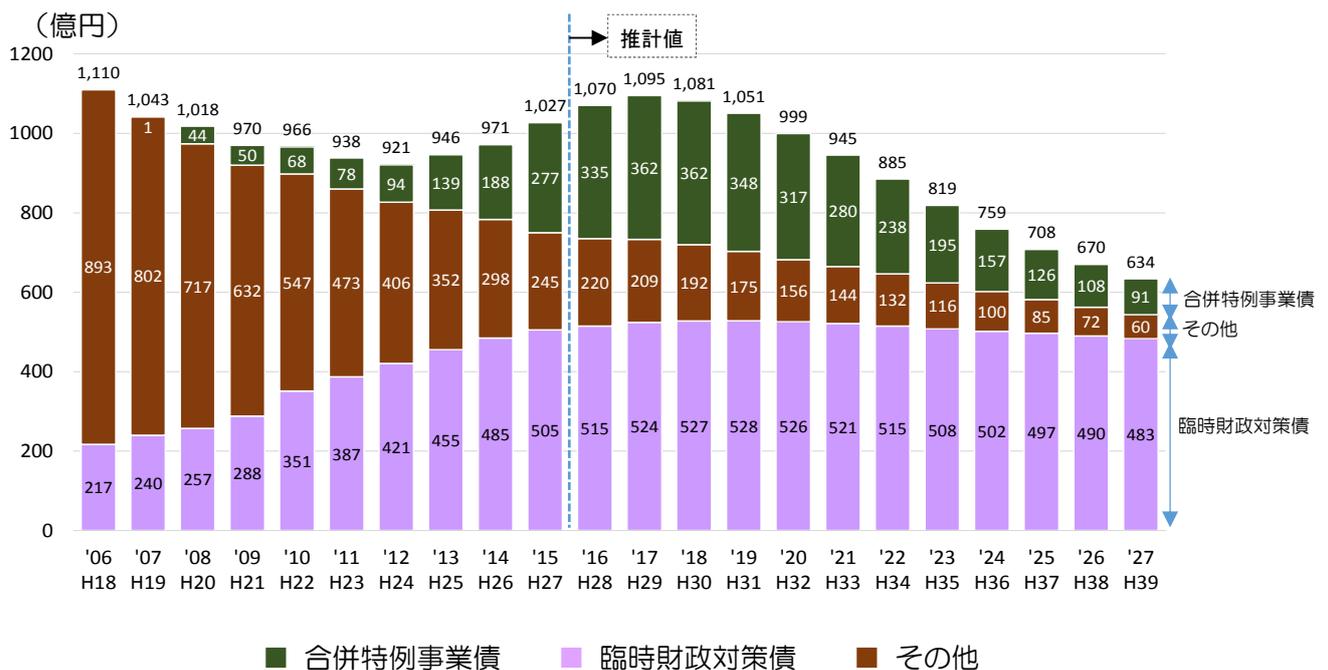
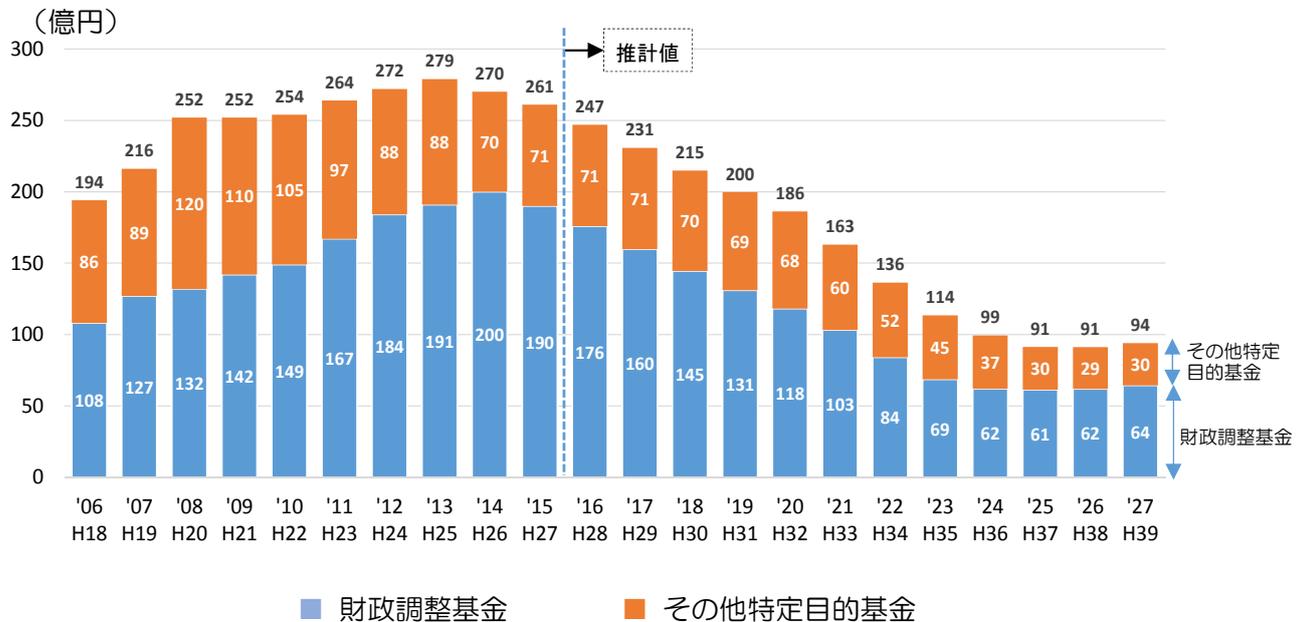


図 基金残高の推計



## エ 財政規律の維持

前述のイ・ウで示したような財政運営を行えば、財政調整基金は標準財政規模の1割程度を維持し、市債残高が縮減されるなど、将来に向けて健全な財政を維持することができますが、今回枠組みとして示した規模を超えて投資的事業を行う場合には、財源となる補助金や交付金、あるいは、国からの元利償還に係る交付税措置を伴う地方債、民間資金などを活用するだけでなく、事業の選択や見直しが求められ、加えて、それによる市債残高や基金残高の見通しなど将来への影響を明確にし、市民への説明責任を果たした上で、各年度の予算で示していくこととなります。